

# 学校いじめ防止基本方針

## 阿波市立土成小学校

### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」という認識に立ち、学校は児童一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、教育委員会、地域、家庭と一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければならない。

この度、国が平成29年3月に「いじめ防止のための基本的な方針」の改定を行い、「阿波市いじめ防止対策基本方針」も改定された。これに基づき土成小学校においても「学校いじめ防止対策基本方針」を改定し、いじめ未然防止を迅速かつ強力に進めるものである。

### 2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）により、「いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### 3 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめを防止するための効果的な方法として、いじめが存在できない環境を作ることである。そのような環境を作るために色の3原則の原理を活用して説明すると理解しやすい。そして、そのような環境を作るために、必要と思われる基本的な考え方5項目を方針とする。

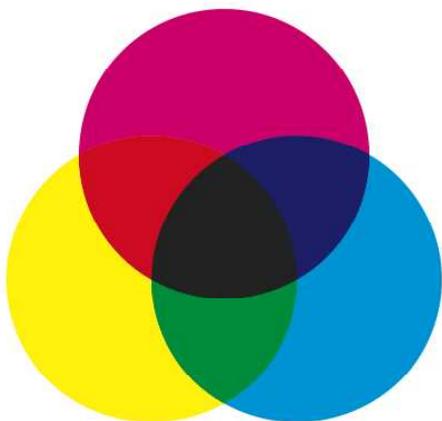
#### (1) 色の3原則の原理

##### 【減法混合】

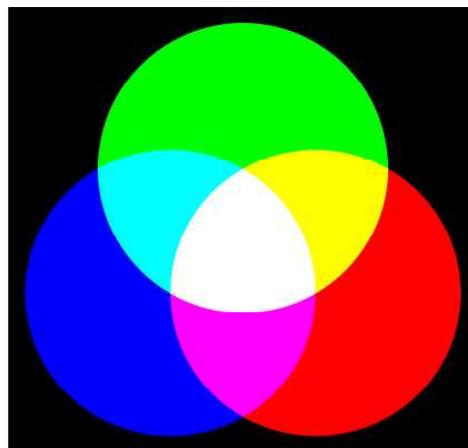
インクの3原色（シアン・マゼンタ・イエロー）を混ぜると黒色になる。これは、3色を混ぜ合わせることにより、それぞれの持っている色のエネルギーが減少するため暗くなるので、減法混色と呼ばれている。

##### 【加法混合】

光の3原色（赤・緑・青）を組み合わせると白色になる。これは、3色の光を混ぜ合わせることにより、それぞれの持っている光のエネルギーが加算されることにより明るくなる現象で、加法混色と呼ばれている。



【減法混合】



【加法混合】

#### (2) 三原色の原理を活用した基本的な考え方

色を個性に例えた場合、それぞれの個性を殺し合うことにより自分を活かすことができない減法混合のような環境からいじめが発生しやすいと考えられる。反対に相手も自分も個性を高め合える

加法混合のような環境では、いじめが存在できないと考えられる。そこで、光の加法混合のように一人ひとりの個性を高め合うことができる環境づくりを整えることに取り組むこととする。

### (3) いじめの防止に関する基本的な考え方

#### ① 「いじめの防止」

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。そのため、教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通う人間関係を構築する能力を養う。これに加え、いじめの問題への取組の重要性について地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### ② 「いじめの早期発見」

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが必要である。早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域・家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

#### ③ 「いじめへの対処」

いじめがあると確認された場合には、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

#### ④ 「地域や家庭との連携」

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を図る。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### ⑤ 「関係機関との連携」

関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図るとともに、普段から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の構成

管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関係の深い教職員を追加する。また、可能な限りスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を加える。

### (2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

### (3) いじめ防止子ども委員会

代表委員会が「いじめ防止子ども委員会」の機能をもち、いじめ防止のために主体的な取組を行う。

## 5 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 6 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然した態度で指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ 「ゆすり」や「たかり」は、警察との連携を緊密にして対応する。また、「おごり」という名目で「ゆすり」や「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係等をしっかりと把握し、早期発見に努め、適切に対応する。
- ⑬ いじめや不登校等の問題行動の未然防止のために、中学校に入学する児童に関する丁寧な引き継ぎや、不安感を取り除く取組等、小学校と中学校との円滑な接続を図る。
- ⑭ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 7 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント(教員用)」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、9月、1月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの早期発見に努める。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払い小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。

- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、組織的な対応をとる。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

## 8 学校におけるいじめに対する措置

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに報告し、情報を共有する。
- ② 「学校いじめ対策組織」が中心となり、速やかに関係児童等から事情を聴取するなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。

### (2) いじめを受けた児童、保護者への支援

- ① いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ること等を伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りなどを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- ② 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

### (3) いじめを行った児童への指導と保護者への助言

- ① いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、十分な反省を促す。
- ② いじめを行った児童の抱える問題など、いじめの背景にも着目し、当該児童の安心・安全に配慮するとともに健全な人格の発達を促すため、必要に応じて専門的見地からの分析・助言等を踏まえ指導を行う。
- ③ いじめの状況に応じて、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の教育計画による指導のほか、更に、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
- ④ 保護者に対しては、正確に情報を伝えて理解を得るよう努力する。

### (4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そして、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- ③ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### (5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

### (6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。また、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。

### (7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

ア いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校いじめ対

- 策組織の判断で、より長期な期間を設定する。
- イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

#### ※ 重大事態とは

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき

#### ② 調査の趣旨及び調査主体

重大事態であると認められるときは、学校は教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査を実施する。

#### ③ 調査結果の提供と報告

ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ 調査結果については、教育委員会に報告する。

## 10 より実効性の高い取組を実施するための措置

### (1) 取組の検証

いじめ問題への取組等が実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すなど、学校のいじめ防止対策の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価し、指標などの改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や方法を見直し、実施する。

### (2) 校内研修

いじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修（事例研究やロールプレイ等）を充実させ、組織的かつ迅速な対応の方策を確認し、全ての教職員の共通理解を図る。

また、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うとともに、子供たち一人一人に寄り添い、問題行動の未然防止に向けて、よりきめ細かな指導・支援に努める。

## 11 いじめ防止プログラム（年間計画） 別紙

## 土成小学校いじめ防止プログラム（年間計画）

	内 容	対 象 者	担 当
4 月	指導体制や指導計画の公表・周知 家庭訪問 授業参観・PTA総会	教職員 教職員・児童・保護者 保護者	生徒指導主任 〃 各担任・教頭
5 月	校内研修：学校基本方針の共通理解 1年生を迎える会 運動会	教職員 児童 児童・保護者・地域	生徒指導主任 6年担任特活主任 各担任・体育主任
6 月	校内研修：問題行動の共通理解 アンケート調査 アンケート調査分析 自主防災訓練	教職員 児童 教職員 児童・教職員・保護者	生徒指導主任 教頭・教務主任 各担任 各担任・教頭
7 月	校内研修：自己有用感の育成 水泳学習 個人懇談 校外補導	教職員 児童 保護者 保護者・地域・教職員	研修主任 体育主任・各担任 各担任 教頭
8 月	1学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発 校外補導	教職員 保護者・教職員 保護者・地域・教職員	生徒指導主任 教頭 生徒指導主任
9 月	アンケート調査 アンケート調査分析	児童 教職員	生徒指導主任 〃
10 月	校内研修：人権教育 総合学習 修学旅行・バス遠足	教職員 児童・保護者 児童	研修主任 教頭 各担任
11 月	研究授業：学力向上 参観日（人権教育）音楽発表会	教職員 児童	研修主任 各担任・音楽主任
12 月	2学期取組点検評価・改善 個人懇談	児童 教職員	生徒指導主任 教頭・教務主任
1 月	学校評価アンケート アンケート調査 アンケート調査分析	保護者 児童 教職員	生徒指導主任 〃 〃
2 月	校内研修：児童理解 参観日（学習発表）	教職員 児童・保護者	研修主任 各担任
3 月	6年生を送る会 卒業式 1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	児童 児童 教職員	特別活動主任 各担任 生徒指導主任